

受注者各位

北海道十勝総合振興局長

### 建築物等の解体等の作業におけるアスベスト暴露防止対策の徹底について

アスベストを使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの漏洩は、作業現場で従事する労働者の暴露だけでなく、当該建築物の利用者や周辺住民などの一般公衆にも影響を及ぼすおそれがあるため、次の事項について周知徹底を図ること。

#### 記

- 1 石綿障害予防規則第6条に基づく隔離については、シートが破れたり接着テープがはがれたりすることがないように、また、作業箇所について建築物の構造上外部に通じる隙間がないかどうか、目視、設計図書等により事前に確認し、さらに作業場所を負圧に維持すること等により、外部にアスベストが漏洩することのないよう確実な措置を講じること。
- 2 サンドブラスト機は発じんが多く、また、作業箇所を加圧させるものであることから、アスベストの除去作業では使用を避けること。他の方法で除去することが困難な場合等、やむを得ず使用する場合は、大量の粉じんが発生すること、作業場所が加圧されることを念頭に入れ、適切な除じん装置の選定、フィルターの点検及び交換頻度の設定を行い、作業場所の負圧状態を維持すること。また、シートの養生の状況についても、点検回数を増やすことや、接着テープの接着力の確保等により、アスベストが漏洩することのないよう確実な措置を講じること。
- 3 石綿作業主任者等が防じん装置の正常な稼働状況や作業場所の加圧状態を監視する体制を確立すること。
- 4 漏洩事案が発生した場合には、直ちに漏洩箇所周辺を立ち入り禁止にする等、関係労働者及び第三者がアスベストにばく露することを回避するため必要な措置を講じるとともに、関係機関に速やかに通報すること。
- 5 石綿ばく露防止対策等の実施内容を建物の利用者等が見やすい場所に掲示すること。
- 6 建物の解体をする場合、大気汚染防止法に基づく届け出等の事務手続きや廃棄物処理法の処理基準に沿った処理、労働安全衛生法や石綿障害予防規則等に基づく「石綿作業主任者」の適正配置や解体等作業従事者への「石綿取扱い作業従事者特別教育」の実施などの適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講ずること。

(帯広建設管理部建設行政室入札契約課)

# 石綿を取扱う作業等に従事していた方は 健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

下にリストアップされている作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください。(受診の際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝えください。)

- ①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③以下の石綿製品の製造工程における作業
  - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
  - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
  - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
  - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
  - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、バーミキュライト(蛭石)、繊維状ブルサイト(水滑石))等の取扱い作業
- ⑩上記①～⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

石綿を取扱う作業等に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、たばこを吸わないようにしてください。(石綿にばく露した方が喫煙した場合、肺がんによって死亡するリスクが50倍以上になるといわれています。)

## 健康管理手帳制度や労災補償制度があります

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合等は、最寄りの都道府県労働局に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。

また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。

## 以下の相談機関にご相談ください

健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせは…

- ・北海道労働局 労働基準部  
労働衛生課または労災補償課 ☎ 011-709-2311 (代表)
- ・帯広労働基準監督署  
安全衛生係または労災補償係 ☎ 0155-22-8100 (代表)

石綿による健康への影響や治療方法についてのご相談は…

独立行政法人 労働者健康福祉機構

- ・北海道産業保健推進センター ☎ 011-726-7701 (代表)
- ・釧路労災病院 ☎ 0154-22-7191 (代表)
- ・美唄労災病院 ☎ 0126-63-2151 (代表)
- ・岩見沢労災病院 ☎ 0126-22-1300 (代表)